**喫煙､飲酒､薬物乱用の防止教育について学びたい。**

**Ｑ 14**

シンナー、覚醒剤、大麻、麻薬などの薬物は、一度の使用でも「乱用」になります。これらの薬物は強い依存性があって、「やめたくても、やめられなくなるもの」です。また、たばこ、酒類も依存性物質を含んでおり、未成年の喫煙、飲酒が薬物乱用の入口となる場合もあります。

　近年は、薬物乱用の中でも、市販薬の過剰摂取による依存症患者が増加しており、心身の健康に悪影響を及ぼしたり、場合によっては死に至ることもあるため特に注意が必要です。

子どもたちを守る観点から、子どもの発達段階や学校・地域の状況を踏まえて、喫煙、飲酒を含めた薬物乱用防止教育に取り組むことが大切です。

**Ａ１　一次予防が大切です。**

　薬物乱用防止に当たっての学校の最も重要な役割は、一次予防です。依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避けたり、拒絶したりすることができるようになることを目的として、薬物乱用の危険性を子どもたちに伝えるとともに、対応能力を高めるためのスキル（技能・能力）学習が必要です。なぜなら飲酒・喫煙・薬物乱用は、社会的要因や環境要因が大きく関わるため、正しい知識だけではなかなか危険行動を回避することには結びつきません。自分の考えや気持ちを効果的に相手に伝えるコミュニケーション力、感情やストレスを上手にコントロールするストレスマネジメント力、状況に応じて解決策を選択する判断力などのライフスキルを身に付けさせるとともに自尊感情（セルフエスティーム）を高める教育が併せて必要になります。

**Ａ２　薬物乱用防止教育を進めるときは、以下の点を取り入れた内容にしましょう。**

①薬物乱用は限られた人や特別な人の問題ではなく、誰の身近にも起こり得る問題であることが明確に述べられていること。

②「違法薬物は、使用することはもちろん、所持することも禁止されている」「医薬品の目的外使用は禁止されている」といった、あいまいさのないメッセージを示すこと。

③講師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など、発達段階を十分考慮した内容や指導方法であること。

④害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない気持ちを持つことが充実した人生につながる」という積極的なメッセージが含まれること。

⑤子どもの置かれている地域や家庭環境を非難したり、酒やたばこを販売する職業を悪と決めつけたりしないなど、児童生徒や家族を傷つける可能性のある内容は避けること。

**Ａ３　子どもの薬物乱用について相談を受けたときの基本的な対応を理解しましょう。**

薬物乱用は犯罪行為です。毅然とした対処をしなければなりません。しかし、個人情報は慎重に取り扱い、当該の子どもにとって将来不利にならないような人権上や教育上の配慮が重要です。

学校内に薬物乱用者がいた場合は、学校内の対応だけで解決しようとせず、直ちに警察などの関係機関や保護者に連絡し、適切な措置を講じてください。また、他の子どもへ薬物乱用が拡大しないように、指導を継続しなければなりません。家族や第三者からの通報の場合も、まず、関係機関への連絡が必要です。

関係機関等による措置を終えた後は、学校として制裁的な対応をとらないように配慮し、教育的な見地からそれぞれの子どもに応じた支援をすることが大切です。

**〈ポイント〉**

　健康な行動をとるためには、知識とともにライフスキルと言われる資質や能力が必要です。ライフスキルの意味は「日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な資質や能力（生きる力）である」と言われています。

　①自分自身を大切にすることができる（健全な自尊心の形成）

　②物事を様々な角度から慎重に考え、判断することができる（意志決定）

　③目標を決めてそれを実現することができる（目標設定）

　④日常的に起こるストレスに適切に対応できる（ストレス対処）

　⑤家族や仲間とよく話をし、良い人間関係を保つことができる（コミュニケーション）

※　ライフスキルについてはＣＨＥＣＫ①で紹介している資料を参考にしてください。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

①「わたしの健康（小学生用）」（文部科学省　令和３〔2021〕年３月）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm>

②「かけがえのない自分、かけがえのない健康（令和２年度版）（中学生用）」（文部科学省　令和３〔2021〕年）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm>

③「健康な生活を送るために（令和２年度版）（高校生用）」（文部科学省　令和３〔2021〕年）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm>

①については、児童の心と体の健康を守るため、「たばこ・酒の害」、「シンナーの害」を含めた健康な生活と正しい知識について記載しています。

②、③については、健康の大切さと、喫煙、飲酒、薬物乱用の危険性及びその対処法等について詳細に記載しています。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料　－令和元年度改訂－（小学校編）」

（公益財団法人　日本学校保健会　令和２〔2020〕年３月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/235>

②「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料　－令和２年度改訂－（中学校編）」

（公益財団法人　日本学校保健会　令和３〔2021〕年３月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/245>

③「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料　－令和３年度改訂－（高等学校編）」」

（公益財団法人　日本学校保健会　令和４〔2022〕年３月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/261>

④「薬物乱用防止教室マニュアル〈令和５年度改訂〉」　（公益財団法人　日本学校保健会　令和６〔2024〕年３月）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>

⑤「薬物乱用防止教育のために－指導参考事例集－」

（大阪府教育委員会　高等学校版　令和４年〔2022〕年３月　　中学校版　令和５年〔2023〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hokentaiku/hoken/yakubutu.html>

①～③については、理論編、実践編、参考資料で構成されており、実践編では、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導の展開例が示されています。

④については、学校において薬物乱用防止教室を実施する際に役立つ内容が示されています。

⑤については、「薬物乱用防止教育」を有効に、効率的に開催できるよう作成した教材です。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

1. 「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』子どもたちを薬物乱用から守るために」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/dl/dame_kodomo.pdf>

小学生の保護者向けに作成された薬物乱用防止のための啓発読本です。

1. 「薬物乱用防止『ダメ。ゼッタイ。』ホームページ」（公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター　ホームページ）

<https://www.dapc.or.jp/>

薬物の種類や薬物乱用の危険性をわかりやすく解説したコンテンツがあります。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」（国際連合　平成元〔1989〕年11月採択、平成２〔1990〕年9月発効）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>

【補足と発展】

①　喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導では、知識の詰め込みではなく、子どもが自ら考え、適切な判断ができるような工夫が大切です。そのため、ケーススタディ、ロールプレイングなど、多様な指導方法を用いて、実践的に理解できるように工夫する必要があります。たばこ、アルコールや薬物は依存性をもつため、やめようと思っていてもやめられない子どもがいる可能性もあるので、いつでも相談に応じる体制があることを周知しておく必要もあります。

②　喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導は、警察関係者、麻薬取締官ＯＢ、教職員、医師、薬剤師など、外部の専門家を講師とした「薬物乱用防止教室」を行うことによって、より有効なものにすることができます。

　以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉（大阪府教育委員会　平成30〔2018〕年３月改正）  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 子どもに教育を保障し、個性を伸長させるためには、教職員は、子どもの今ある姿だけでなく、その子どもの生活背景や成育過程等を含めて理解することが必要である。

このため、子どもの発達段階や心理状態、家庭や社会の状況とともに変化する子ども（若者）文化など、子どもを取り巻く背景について基本的な理解を深める。〔２－(1)－イ－(ｱ)－ａ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」  
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 豊かな人間性や社会性を育むため、体験的な活動を多様に取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要がある。しかし、体験的な活動を取り入れ、実施するだけで、人権教育の目標が自ずと達成されるわけではない。児童生徒が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導の構成が不可欠である。〔第Ⅱ章－第２節－３．－(3)〕
* 人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければならない。（中略）学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれる。（中略）なお、学習教材の選定・開発に際しては、児童生徒の発達段階を十分考慮するとともに、その内容を公正さの確保の観点から吟味することも大切である。例えば身近な事柄を取り上げる場合など、教材の内容によっては、プライバシーの保護等にも十分配慮することが重要である。〔第Ⅱ章－第２節－２．〕
* 児童生徒の肯定的なセルフイメージの形成を支援すること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定の力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組についても「積極的な生徒、指導」の取組と歩調を合わせてこれを進めることで、より大きな効果を上げることができるであろう。〔第Ⅱ章－第１節－１．－(3)〕